

アウグストゥスの姦通法における殺害権の性格と その法の立法目的

金 晃 賢

比較史の観点からみたlex Iulia de adulteriis coercendis
における夫の殺害権

当然のことながら、それぞれの社会で、倫理的な規範や法慣習のあり方によって復讐の手段が違っていましたし、同じ社会でも時代によって復讐の方法も異なってきました。古代から近代まで、法資料が現存する歴史上の多くの西欧社会においては、特に「現行犯」(ラテン語の法律用語として*in flagrante delicto* が使用されます)として妻の浮気現場をおさえた場合には、夫が不義を犯した妻とその姦夫をその場で殺害することが法的に許されてきました。

紀元前18~16年に制定されたアウグストゥスの姦通法(*lex Iulia de adulteriis coercendis*, 便宜上「ユーリウス法」と表記します)をとりあげてみると、そこでの夫の「殺害権(*ius occidendi mariti*)」は、前述された世界史の全般的な傾向に逆らおうとする意図を顕著にあらわしているとともに、次章で見るようにローマ史においても特異なものでもありました。この法資料そのものは現存していませんが、ローマ法に精通した注釈者によってわかり易く言い換えられた引用文を通じて、原法文に忠実な断章を再現することができます。

ところで、実際にユーリウス法に関する関連規定を詳細に分析してみます。この法律は、事実上は夫の殺害権が無効となることを示しています。*Digesta*によれば、姦婦と姦夫(姦通した男女)に対する夫の即断による復讐に言及しているユーリウス法の第二章の中で、夫の殺害権は次のように成文化されていたことが推測されます。

「夫は妻の姦通者を殺害しても良いが、家父の場合とは異なり誰でも殺して

よいというわけではない。というのも、アウグストゥスの姦通法（ユーリウス法）において夫に殺害権が認められるのは、（妻の父親の家ではなく）自分の屋敷内で妻と姦夫が不道德行為をしている現場をとりおさえた時であり、かつさらにその姦夫が娼婦の売買業者であるとか、俳優あるいは踊り手や歌手として以前に舞台に上がったことがあるとか、または公けの訴訟で有罪判決を受けて未だ本来の地位を回復していない者であるとか、妻や夫やそのどちらかの父親・母親、息子、娘の被解放自由人であった者であるとか...あるいは奴隷であった場合である。」(*Digesta* 48.5.25[24] pr.; cf. *Collatio* 4.3.1-2)

この法資料から分かることは、実際には夫は「恣意的に妻の姦夫を殺害すること (*adulterium uxoris suae occidere*)」はできず、殺害権の許可には多くの条件が課されているということでもあります。第一に、夫による姦夫の合法的な殺害権が、自分の家での不道德行為の現場を取り押さえた場合のみに制限されていることは明らかです。「不道德行為の現場で相手の男をとらえた場合 (*viro deprehensum...in adulterio uxoris eum*)」とは、現行犯であり、言逃れできない状況を意味しています。そして「殺害する場 (*locus occidendi*)」についても、夫自身の屋敷内においてという限定が付きます。

第二に、妻が夫の殺害権の対象から外されたという事実にも留意せねばなりません。法資料自体は控除を明確に定義しているわけではありません。しかし、上記の引用法文において、夫の妻に対する殺害権が明示されていないことを根拠に、ローマの古典期法学者のパピニアヌスは次のように解釈しています。「現場をとりおさえられた不義の妻を夫が殺した場合に、夫は殺人法 (*lex Cornelia de sicariis et veneficis*) にふれるのだろうか。私は次のように答える。夫が殺人法に抵触することは間違いない、と」(*Collatio* 4.10.1; cf. *Digesta* 48.5.24.1)

第三に、ユーリウス法に基づいて夫が妻の姦夫を殺害する権利を行使する可能性について、私は非常に関心を持っています。これに関しては、法の制裁にすでに服しているものを含め、卑しさや不名誉といった要素に留意すべきです。この制限の背後には、自由人身分、特に特定の身分に属すると想定される姦夫を、夫によるその現場での処刑から保護するという為政者側の意図がみられます。 *Humiliores* と *honestiores* の二分類に基づく二重の刑罰が、アウグストゥス帝の治世にはすでに形成されつつあった、というガーンジの主張(Garnsey

1972, 171f. cf. Mette-Dittmann 85f.) を受け入れるのはためられますが、その意図は、実際に有効だった場合には、アウグストゥスのいわば「階級を区別化する (compartmentalizing the classes)」社会政策に非常に適したものであったでしょう。姦夫の法的な社会的地位をあらかじめ正確に確認することが求められているにも拘わらず、発見現場で直ちに姦夫を殺害する権利を行使することが果たして現実に考えられるでありましょうか。事態の緊急性とか、姦夫を発見し殺害しようとする夫の極めて不安定な精神状態を考慮しますと、姦夫の社会的地位を確認した上で殺害権を行使するなどということは、あまりに非現実であるように思えます (Corbett, 136-137; Mette-Dittmann, 62)。いずれにせよ、見知らぬ男を死に至らしめようと決心する時、夫は殺人法による懲罰の責任を負うというリスクを免れません (*Digesta* 48,8.3.5)。従って、密会の現場をおさえられた妻とその姦夫を殺害しても罪にはならないという夫の権利は、ほとんど無意味なものになってしまうだろうと結論付けても、強引過ぎることはないでしょう。

夫の殺害権とローマの性観念や法的慣行との関係

ユーリウス法制定前後の時代における、夫の殺害権に関するローマ社会の法の執行、および通念として認められていた義務感の推移をたどってみます。ユーリウス法が夫の復讐を事実上ほとんど禁止しているのは、ローマ史の流れの中でも例外的なものであることがわかります。

共和政期における状態をまとめてみますと、妻とその姦夫が不道德行為をしている最中を取り押さえた夫は、殺人罪に問われることなく、その兩人を殺害してもよいというのが基本方針でありました。その根拠は、カトーが『嫁資について』という著作で表した公式見解、ホラーティウスの *Satirae* 第一巻の数行、ワレリウス マキシムスによって集められたものの三つを挙げることができます。カトーは「もしあなたの妻が不義を犯しているところをつかまえた場合には、咎められることも裁判にかけられることもなしに彼女を殺害してもよい」と述べています。ホラティウスの作品中で、著者は姦夫を待ち受ける危険な結果を数え上げることで、ローマ人の若者が抱く姦通への誘惑に警告を発しています。ワレリウスは、姦通者がたどる運命として鞭打ちで死に至らしめられた二つのケースと、去勢と性的侮辱とをそれぞれ一つずつ述べています。

ワレリウスの序論と結論には我々は特に注目すべきであります。

ユーリウス法は「夫の殺害権 (*ius occidendi mariti*)」の伝統的な流れを覆すのに成功したかという問題では、私はそれほどでもないように思います。クインティリアヌスは、紀元一世紀中ごろに書かれた修辞学のテキストである *Institutiones* において、姦夫と妻を夫が殺害しても良いとする法律をしばしばほのめかしております (3,11,7; 5, 10, 39; 5, 10, 88; 5, 10, 104; 7, 1, 7)。刑事裁判において、妻と姦夫を殺した事実を認めた被告人は、次のことを主張して殺害のとがに対して弁明しようと試みています。「妻をその姦夫とともに殺害するのは正当である。それが法律であることは確実である (*adulterum cum adultera occidere licet. Legem certum est*)」と。被告の主張は、明らかにユーリウス法の改定された規定と矛盾しています。おそらく、それらの弁護は、法廷の判決外ではいまだに優勢であった世論を反映させていたものだと思います。

次に続く何世紀かの間に、法実務の現場では、世論の潜在的な力がアウグストゥスの姦通法の実施に徐々に影響を及ぼしていきました。このような影響の読み出しが最初になされたのは、二世紀のアントニウス・ピウス帝時代においてでありました。「もし誰かが姦通をしている妻を殺害したことを否定しないとしても、当然受けたであろう精神的苦痛を抑制することは難しいことであるから、姦通した妻を殺害した者は、厳罰に服することから免除される (*Digesta* 48,5,39,8: *Ei, qui uxorem suam in adulterio deprehensam occidisse se non negat, ultimum supplicium remitti potest, cum sit difficillimum iustum dolorem temperare.*) 」と述べられています。夫が不道德行為の最中の妻を殺すという痴情沙汰の犯罪で、「正当なる苦痛 (*iustus dolor*)」を考慮して夫がえこひいきで許されるというのは、いわば夫の殺害権の復活のしるしであります。皇帝マルクス・アウレリウスとその息子コンモドゥスも同じ趣旨で勅書を発布しており、それらはユーリウス法の中で規定されたような場所や人に関係なく、妻の浮気相手を殺害したものに厳罰を与えないという姦通法の適用免除を与えています (*Collatio* 4.3.6)。続いてこの判例には、三世紀のはじめに *Alexander Severus* 帝も追従しました (*Codex Iustinianus* 9,9,4)。

夫の「正当なる苦痛」は罰を軽減する最も基本的な勘案材料であって、後の時代には妻の姦通に対する夫の権利は徐々にユーリウス法以前の時代の状況に戻っていく傾向にありました。編纂された二つの民族法 *lex Romana Bur-*

gundinum と *lex Romana Visigothorum* が夫の妻とその姦夫に対する殺害権を認めていることから伺えるように、五・六世紀には、処罰されずに夫が妻と姦夫両方を殺害できることが、当然のこととしてとらえられるようになりました。一方、コンスタンティヌスからユスティニアヌスにいたるキリスト教皇帝によって殺害権は公的な権威に移されましたが、道徳や法手段は極めて異なるとはいえ、姦淫を犯したものは男女を問わず厳罰に処される傾向においてはアウグストゥスの時代の状況と似ていました。

夫の殺害権排斥にみられるユーリウス法の戦略

第三章ではユーリウス法の特に次の二点について考察していきたいと思えます。一つ目は、アウグストゥスが強烈なイデオロギー的風潮に反抗してまで夫権を縮小した目的は何だったのかという点です。二つ目は、夫の殺害権排斥にみられるユーリウス法の戦略は何かという点です。まず後者から先に検討しますが、二つの方向から検討を進めていかなければなりません。一方では、姦通法が立法された当時の腐敗した社会状況の把握とこれを処理するためにとられた方策の有効性について、他方では、ユーリウス法の姦通に関するいくつかの規定について考えてみます。前者については次の章で扱うため、ここではユーリウス法の規定から見ていきます。

「もし家父権の下にいる娘が、あるいはかつては家父権の下にいた娘が、夫の支配下に入った場合、父親は自分の家または自分の義理の息子の家において姦夫を捕らえ、あるいは後者の場合に夫が義理の父を呼び入れたならば、父親は危険を冒すことなく姦夫を殺害し、同時に娘をも殺害することが許されている。」(*Collatio* 4.2.3; cf. *Digesta* 48.5.20-23)

この法文の最も顕著な特徴は、父親に娘と愛人の殺害権が認められているということです。こうした復讐手段は人類学的に一般的な現象ですが、父が未婚ではなく既婚の娘の愛人へ復讐するという例は、あまり知られておらず、とりわけローマ史においては例外的です。

これまで研究者たちは、この理解し難い父の殺害権を家父権の一要素である生殺与奪の権を拡大したものに過ぎない、と考えてきました(Mommsen

624,691; Corbett,138; Cantarella 1972,265; Treggiari 283) ところが、この解釈はユールius法の他の規定と矛盾します。第一に、家父権は確かに殺害権の必要条件ではありましたが、十分条件ではありませんでした。一方では父親ではあっても家父権を持たなければ、罰せられることなく殺害をすることはできませんでしたが、他方では妻の祖父は家父であっても殺害権を与えられてはいなかったからです (*Digesta* 48.5.22)。つまり、伝統的な家父権とfatherhood (= 父親たること) が両方そろってはじめて殺害権が生じる条件となったのです。また、夫の手権の下に入った娘に対しても父親が殺害権を持つという点も、この権利が家父権を拡張したものではないことを裏づけます。最後に、父の「殺害権 (*ius necis*)」がもつ異なる二つの性質に注目してみましょう。一つは伝統的な家父権に則った権利であり、もう一つはユールius法が新たに定めた義務と言えます。父親は家父権で定めるところと同様の権限で娘の愛人を殺害することができる権利を得る代わりに、この権利を行使しようとする場合には自分の娘をも殺害するよう法によって強要されています (*Cantarella* 1972,272)。こうした点から私は、父の殺害権が「古くからの権利の生き残りというよりは、むしろ新たに定められた殺害の権利である」(*Thomas*,683) という意見に同意します。

近年ウェストブルックは、「アウグストゥスの立法は当該権利を女性の夫からその父親へと移行させるものであった」(*Westbrook*,215) と述べています。私も同じように考えました。危険な武器を夫から取り上げ、夫の次にこれを受け取る権利を持つとともに、この権利を行使する可能性の最も少ないもう一人の人物、すなわち父親に手渡す、という意図が立法者にあったのではないかと。このように考えると、父親の殺害権が手権婚をした娘へも拡張したという事実をも説明することができます。また父親による姦夫の殺害について、法的には、夫の殺害権の際に問われる姦夫の社会的地位による制限を何ら設けていないことも、注目に値します。つまり、殺害権に関連して父親に与えられた優位は、夫から権力を奪うための仕掛けなのではないかとも考えられるのです。「父親は夫と異なり、女性とすべての姦夫の殺害権を有する。その理由は、子どもの利益に対しては慎重である父親の愛情に対し、熱しやすく激烈であり即断してしまう傾向のある夫の愛情は、抑制されるべきだからである (*Digesta* 48.5.22.4) 」というパピニアヌスの注釈からも想起されます。すなわち、「現行犯と

して取り押さえた場合の殺害権 (*ius occidendi in flagrante delicto*)」に関する限り、優先権は夫の「熱しやすい激烈な感情 (*calor et impetus*)」の代わりに、「父の愛情 (*pietas patera*)」と「子どもへの配慮 (*consilium pro liberis*)」に与えられるべきであると考えられたということです。

ここで、娘を先に殺害した場合に限って、姦夫を殺害する権利が父親に生じるという規定に注目すると、父親の愛情を大いに利用しようという立法者の真意が窺えます。父親は自分の娘はもちろん姦夫の殺害をも思いとどまることが期待されたのではないのでしょうか (Derviliers, 85-86; Raditsa, 13)。つまり、立法者は初めから父の殺害権を実態のないものにするつもりだったと考えることができるのです (cf. Mette-Dittmann, 62-3)。

次に、殺害権および告発に際する父と夫の優先順位に関して当該法律において明らかにされた矛盾に着目すると、問題をさらに進めることができます。殺害権の行使については、夫ではなく父親に優先権が与えられたにもかかわらず、この問題を法廷に持ち込むということになると、夫は先んじて行動する特権を有するという矛盾です。「(法廷で) 夫に優先権が与えられるべき」理由は何かという問いに対し、ウルピアヌスは次のように答えています。「夫はより大きな怒りと苛立ちをもって起訴するであろうと信じられるからである」と (*Digesta* 48.5.2.8)。ある意味では、告発における夫の優越は、殺害権に関する夫の損失を補うものだということができます。夫に与えられた優先権は、夫の告発を促すためとも考えられます。

新たに規定された「奴隷への尋問・審問 (*quaestio servorum*)」も、姦通した妻を告発しようとする夫にとって、有利に作用する一要素です。この新たな手続きにおいては、既存の法原則と相矛盾するような革新的特徴が存在します。すなわち、これにより、奴隷を拷問にかけ、その主人に不利にはたらくような証言を引き出すことが可能になったのであり、これは、姦通で告発された奴隷のようにその証言が必要とされる奴隷の没収を強行することからして、原則的に不可侵の私的財産権を制限することになったのです (*Digesta* 48.5.27; cf. Esmein 142-143; Mette-Dittmann 50-53)。この法規は、ウルピアヌスが指摘するように (*Digesta* 48.5.27.11)、奴隷たちを「怖れることなく語らせた」のです。

ここで重要なことは、奴隷への尋問について詳しく述べられているユーリウ

ス法第9条において、告発者としての夫には特別な配慮が払われている点です。特に以下二つの規定が注目に値します。第一に、奴隷所有者は、姦通が発覚した日あるいはこれによって離婚した日から60日以内に、奴隷を解放、あるいは譲渡することが禁じられているというものです(*Digesta* 40.9.12.pr.,6)。もちろん60日という期間が、父および夫の優先的告発の有効期間と一致するということは偶然ではありません(*Digesta* 4.4.37.1; 48.5.14.2)。奴隷への尋問は、姦通を働いた妻の夫(あるいは父)による告発を促すことを目的とした革新的な立法だったのです(Mette-Dittmann 51)。またこの法規が、妻に同行する可能性の高い奴隷たち、すなわち彼女自身によって雇われている奴隷たちだけでなく、彼女の両親や祖父母によって雇われた奴隷たちも証人として確保する意図を含んでいたということも、特にこのことを示しています。

この法律には、姦通を働いた配偶者の告発を始める際に夫の利益となるよう作り出されたと考えられる規定がもう一つあります。法学者パウルスによれば、姦通を働いた妻の父および夫は、「第三者(*extraneus*)」とは異なり、自らを濫訴の罪で告訴される危険にさらすことなく、妻ないし娘を告発することができる、とあります(*Collatio* 4.4.1)。パウルスはいたるところで、父親を「濫訴の罪(*actio calumniae*)」での告訴から締め出しています(*Digesta* 48.5.30.pr.)。トリポニウスの言葉によっても、父親が除外されたことが確認できます。そこでは、夫は60日有効な優先権と濫訴の罪からの免除を行使できるという特権的有利をもつ告発者として示されているのに対し、父親については何も言及されていません(*Digesta* 4.4.37.1)。濫訴の罪からの免除について、*Digesta*で父親が除外されているということは、コンスタンティヌス帝によって導入された当時の姦通法の修正の反映ともいえるでしょう。なぜならコンスタンティヌス帝以降のキリスト教皇帝の時代における姦通法の顕著な特徴の一つは、第三者を除外して夫の主導権を強固にすることでした。姦通を働いた妻との婚姻解消と同様、告発の際も夫が結婚の高潔さや家族の榮譽の守護者であるべきであるという新たな考えに基づいて制定されたのであります(Corbett 145-146; Bauman 214-215)。

しかしわれわれはいまだ、父が濫訴の罪からの免除から除外されているということは、ユーリウス法の告発手続きの底辺にある精神とも大体において合致すると主張することができます。法律は常に形式的には優先的告発者として父

親と夫を並置してきたにも関わらず、夫のそれと比べると、告発における父親の役割は実態を伴わないものです (Esmein 125)。とりわけ、義理の息子は姦通を働いた娘と婚姻関係を継続する限り、父親の法的地位は事実上第三者のそれと同質化することになるからです。父が娘を優先的に姦通罪で告発するという行為は、姦夫よりも娘を先に殺害した場合にのみ有効な殺害権を行使すること以上に現実感がないものといえましょう。つまり、告発手続きに関する規定は、夫が最初の告発者であるという前提ないし期待の上に作られたものだったのです。法律は夫にとって「あめとむち」の策でした。一方では夫による告発を促し、他方では彼がすぐに妻を離縁せずに告発の手続きを踏まない場合には、第三者によって女を仲介したかどで告訴されるという脅威を与えられたのです (Digesta 48-5,29, pr.)。しかし、後者の脅威が実際に存在したかどうかについては、極めて疑わしいのです。その動機が告発への報奨にあるにせよ、単なる個人的な敵意にあるにせよ、危険を恐れず法廷に臨もうとする第三者はいなかったのではないかと考えられるからです。

「売春仲介」罪での告発に対する脅威は、夫の告訴を強要するために意図されたものではなかったのではないかと、という別の疑問もあります。なぜなら「売春仲介」罪の告発が成功すれば、夫婦であることを望んでいる夫が姦通告訴を起こすために結婚を解消するかというと、必ずしもそうは言えないからです。法は第三者の介入によって覆されるような、夫の意思や主導権を望んでいたのでしょうか？ もしも民衆が夫を監督や抑圧することが立法の意図であるとするれば、離婚によって手続きが継続されるべきという条項を削除することこそが最適な方法だと思います。ところが、このような規定はありません。立法者の真意は、殺害権においては夫の力を弱体化させ、濫訴の罪での告発という脅威によって夫に圧力をかける一方で、少なくとも告発に関しては夫の地位を尊重することだったのです。このように見てくると、密告の殺到や公的告発が文学作品に頻繁に表れるアウグストゥスの婚姻法とは異なり、姦通法に関してはそれに匹敵するような現象が記録されていないとしても、驚くにはあたらないのです (Treggiari 1991A, 77-79; Mette-Dittmann 161)。

結論——夫の殺害権と姦通に関するユーリウス法の目的について

ここでは、ユーリウス法の目的を明らかにしていくつもりですが、その前に

ユーリウス法制定の直接的な原因と考えられる当時の社会状況を把握しておこうと思います。共和政末期以降のローマ社会では、とりわけ上層階級において姦通が流行していたと考えられています。確かに、共和政末期から元首政におよぶ数世紀の間、多くの文学作品で、姦通は格好の題材として取り上げられ（cf. Richlin）これらは現実社会の反映であると解釈されてきました。そして、「姦通抑制に関する法（*lex de adulteriis coercendis*）」というタイトルからも明らかのように、法はこのような現実に対処せざるをえなかったのです。

しかし、立法へと促した本当の理由は、深刻なまでの社会の病弊の存在のみだけではなく、退廃した社会に対抗するための効果的な予防策や救済法が存在しなかったためでもあったのです。もちろん、これまでも慣習的に、夫は妻だけでなく姦夫をも「現行犯（*flagrante delicto*）」で殺害することができましたし、家父主導の下で「家内裁判（*iudicium domesticum*）」が開かれることもありました。伝統的なシステムは性的逸脱行為を全くなくすほどには十分に機能しなかったのです。まず慣習的な夫の殺害権は、姦通を制御するという役目を果たさなくなってしまうほど廃れていたと思われます。

夫の殺害権が廃れた後に、婚姻形態が自由婚へと革新的に移行したのであるという推測もありますが（cf. Mette-Dittmann 80-82）私はそうではなく、婚姻が安定性を失ってきたことが自由婚への移行と関連しているのではないかと思います。紀元前2世紀の上層階級における婚姻の顕著な特徴は、ローマ人の伝統的結婚のもつ尊厳さや永続性といったものが急激に失われていく点にありました。婚姻のこのような変化は、同時代における政争の激化を促すことになりました。婚姻は政治家が政治的有利を得るための必要不可欠な手段とみなされるようになり、離婚と再婚は、指導的立場にある政治家の結婚のキャリアにおいて、もはや日常茶飯事にすらなっていたのです（cf. Humbert, 76-112; Treggiari 1991B）。このような状況の中で、男たちは離婚に際し何ら良心の咎めを受けることなく、妻の墮落した性的関係に激しい嫉妬を抱くことはなくなっただと考えられます。しかし、夫の殺害権を正当化する感情やイデオロギーが、完全に消え去ったと考えるべきではありません。こうしたイデオロギーは、きわめて重大な力として生き続けたのです。つまり、夫が慣習的な権限を行使することがほとんどなくなってきたにすぎないのです。コーエンが鋭く指摘しているように（1992B, 117-118）社会的現実とイデオロジカルな要求との間には

大きなギャップが存在したのです。

同時に「家内裁判」の役割も次第に変化し、主に姦通または他の理由による離婚の際に生じる嫁資の返還（「嫁資返還請求訴権（*retentiones dotis* あるいは *actio rei uxoriae*）」）の問題を扱うようになりました。家内裁判における手続きは、罪人への判決を下すための審議というよりは、相互の承認による離婚と考えられました。重要なことは、姦通の流行に対する救済策が存在しなかったのではなく、救済策が姦通を引き止めるほど効果的に機能しなかったことなのです。

アウグストゥスはこのような状況を打開するために、姦通を働こうとする者たちに対してより効果的に働きかけるような装置を作り出そうとしたのです。そのために妻の姦通によって他の誰よりも深い怒りの感情を抱くと思われる夫の行動を制御することが必要である、と考えたのでしょう。ところが同時に、「夫の正当な苦痛（*iustus dolor mariti*）」が抑圧されるべきではないということも明らかでした。なぜなら、成文法において夫の殺害権を正式に認めるということは、殺害権がこれまで慣習的に民衆によって認められてきたという事実とは全く異なるからです。正当な殺害の法的根拠を、他の目的で悪用する可能性が生じてくると、アウグストゥスは、特に政敵を排斥する目的でこの法が濫用されることを危惧したのです（cf. Treggiari 1991A, 293; Cohen 1991B, 124）。もしもこのようなことが不安定に揺れ動いていた元老院階級の間で頻発したとすれば、社会不安や政治不安はさらに続くことになるでしょう。事態の悪化を食い止めることは、平和の回復を宣言し、「既成事実（*fait accompli*）」として受け入れられつつあった実質的君主制を作るために数々の偉業をなし遂げたアウグストゥスの最終的な望みでした。そこで、「奴隷への尋問」が取り入れられたのです。たとえ夫が妻ないし姦夫を法の精神に忠実に則って殺害したとしても、夫の行為が過失か正当な殺害かを決める裁判で、罪人に同調しがちな奴隷の証言のみに頼っている限り、正しい判決を下すことは困難を極めるでしょう。

伝統的に家族や親戚といった私的な領域でのみ取り上げられてきた姦通に関して、公的に介入し法を制定するにあたって、アウグストゥスはジレンマに陥りました。いまだに影響力のある慣習を尊重すると同時に、仲裁や規制において公権を主張しなければならなかったからです。アウグストゥスはどちらも満足させるために、政策を立てました。学界では、私的な領域に公権力[Staat-

lichkeit]が介入したという点で、ユーリウス法は革新的な法であると評価してきました。

姦通問題を扱うには、公的な法廷 (*quaestio perpetua de adulteriis*) で告発の手続きが行えるようになりました。姦通法の制定は、慣習的な報復 (*vin-dictio*) および家内裁判にとって代わる制度と考えられたのです。ユーリウス法は、政治とモラルの両方を解決する一石二鳥の法だということになります。自立的な私権を統治することが、上層階級で流行していた姦通への対抗策ともなったからです。

しかし、アウグストゥスの姦通法をより野心的なものとみなす研究者もいます。姦通法の真の目的は、立法者の独裁への意志にあったということです。すなわちローマ貴族政において、アウグストゥスは他のすべての家父を犠牲にして、たった一人の家父となろうということです。このような観点からみれば、社会の病弊である姦通を処理するという点は、この法の主要な目的から外さなければならぬことになります。

ところが、このような推測は、法を詳細に分析していく限りでは実証することとはできません。もしこのような意図で立法したのであれば、殺害権を全面的に抑圧し、離婚を必要条件とすることなく、第三者による告発を認めるという過激な手段をとるでしょう。しかし、姦通法はこうした手段をとるものではありませんでした。法は夫の殺害権を制限し、告発手続きにおいて優先権を与えることによって、貴族の感情や実践を重視しようとしたのです。立法者は、われわれにはナイーブすぎると思えるほど、夫の自立性に頼っていました。というのも、夫は姦通の現場を目撃した際には「正当な苦痛」をおさえ、それを後に法廷において発散することが期待されているように、この法が一見不自然な心理に基づいているからです。後の姦通法が示すように、ユーリウス法の長期的な失敗はまさにこの点にありました。

立法者アウグストゥスは、深刻な社会の病弊を癒すための効果的な装置を作り出し、家父たちの協力を呼びかけるという差し迫った課題を処理するために、自分自身や国家の権力を前面に押し出そうとしたのではないのです。したがって、その治世の後半に見られるようになったアウグストゥスの専制的支配の傾向を、姦通法の立法を行った時期に見ようとするのはあまりにも時期尚早なのではないか、と考えることができるのです。

<Select Bibliography>

- Bandini, V. (1934), "Appunti in tema di reato di adulterio", in *Studi in Memoria di Umberto Ratti*, 499-507.
- Bauman, R. A. (1980), "The 'leges iudiciorum publicorum' and their Interpretation in the Republic, Principate and Later Empire", in *Aufstieg und Niedergang der Römischen Welt II*, 13, 103-233.
- Biondi, B. (1965), "La Poena Adulterii da Augusto a giustiniano", in *Scritti Giuridici II*, 47-74.
- _____, "Fonti: No. 14: lex Iulia de Adulteriis", in *Scritti giuridici II*, 197-213.
- Beaucamp, J. (1990), *Le Statut de la Femme a Byzance vol. I: Le Droit Imperial*, 139-170.
- Catarella, E. (1972), "Adulterio, Omicidio legittimo e Causa d'onore in Diritto romano", in *Studi in Onore di Gaetano Scherillo*, 243-274.
- _____, (1991), "Homicides of Honor: the Development of Italian Adultery Law over two Millenia", in D. I. Kertzer & R. P. Saller (eds.), *The Family in Italy from Antiquity to the Present*, 229-244.
- Cohen, D. (1990), "The Social Context of Adultery at Athens", in P. Cartledge, P. Millett, S. Todd (eds.), *Nomos: Essays in Athenian Law, Politics and Society*, 147-165.
- _____, (1991A), *Law, Sexuality, and Society*.
- _____, (1991B), "The Augustan Law on Adultery: the Social and Cultural Context", in D. I. Kertzer & R. P. Saller (eds.), *The Family in Italy from Antiquity to the Present*, 109-126.
- Corbett, P. E. (1930), *The Roman Law of Marriage*.
- Csillag, P. (1976), *The Augustan Laws on Family Relations*.
- Daube, D. (1986), "Fraud No. 3", in N. MacCormick & P. Birks (eds.), *The Legal Mind*, 1-17.
- _____, (1991), "The lex Iulia concerning Adultery", in *Collected Studies in Roman Law*, 1267-1276.
- Dervillers, P. (1867), *Des Peines de l'Adultere en Droit romain avant, sous et apres la loi Iulia de Adulteriis*.
- Duell, R. (1943), "Iudicium domesticum, abdicatio und apoceryxis", *Zeitschrift der Savigny-Stiftung fur Rechtsgeschichte, Romanische Abteilung* 63, 54-70.
- Esmein, A. (1886), "Le Delit d'Adultere a Rome et la loi Iulia de Adulteriis" in *Melanges d'Histoire du Droit romain*, 71-169.
- Fantham, E. (1991), "Stuprum: Public Attitudes and Penalties for Sexual Offences in Republican Rome" *Echos du Monde Classique* 35, 267-291.
- Garnsey, P. (1967), "Adultery Trials and the Survival of the quaestiones in the Severan

- Age", *Journal of Roman Studies* 57, 56-60.
- _____ (1970), *Social Status and Legal Privilege in the Roman Empire*.
- Gide, P. (1867), *Etudes sur le condition privee de la Femme dans le Droit ancien et Moderne et en particuliere sur le Senatus-Consulte Velleien*, 95-221.
- Harris, W. V. (1986), "The Roman Power of Life and Death", in *Studies in Roman Law in Memory of A. Arthur Schiller*, 81-95.
- Humbert, M. (1972), *Le Remariage a Rome*.
- Jors, P. (1893), "Die Ehegesetze des Augustus", in *Festschrift fur Th. Mommsen zum Funfzigjahrigen Doctorjubiläum*, 1-65.
- Kaser, M. (1938), "Der Inhalt der Patria Potestas", *Zeitschrift der Savigny-Stiftung fur Rechtsgeschichte, Romanische Abteilung* 58, 62-87.
- Kunkel, W. (1974), "Das Konsilium in Hausgericht", in *Kleine Schriften*, 117-149.
- McGinn, T. A. J. (1998), *Prostitution, Sexuality, and the Law in Ancient Rome*, 140-247.
- MacMillan, J. F. (2000), *France and Women, 1789-1914*.
- Mette-Dittmann, A. (1991), *Die Ehegesetze des Augustus*.
- Mommsen, Th. (1899), *Romisches Strafrecht*, 624-625; 688-700.
- Paoli, U. E. (1976), "Il reato di Adulterio (Moicheia) in diritto Attico", in *Altri Studi di Diritto Greco e Romano*, 251-307.
- Raditsa, L. F. (1980), "Augustus' Legislation concerning Marriage, Procreation, Love Affairs and Adultery", in *Aufstieg und Niedergang der Romischen Welt II*. 13, 278-339.
- Richlin, A. (1991), "In Approach to the Sources on Adultery at Rome", in H. P. Foley (ed.), *Reflections of Women in Antiquity*, 379-404.
- Robinson, O. F. (1995), *The Criminal Law of Ancient Rome*.
- Schmitz, W. (1997), "Der nomos moicheias: Das athenische Gesetz uber den Ehebruch", *Zeitschrift der Savigny-Stiftung fur Rechtsgeschichte, Romanische Abteilung* 114, 45-140.
- Schulz, F. (1951), *Classical Roman Law*.
- Scott, S. P. (1932), *Civil Law (English translation of Codex Civilis)*, vols. 1-2.
- Thomas, J. A. C. (1973), "La Lex Iulia de adulteriis coercendis", in *Etudes offertes a J. Macqueron*, 637-644.
- Treggiari, S. (1991A), *Roman Marriage*, 277-298.
- _____ (1991B), "Divorce Roman Style: How easy and how frequent was it?", in B. Rawson (ed.), *Marriage, Divorce, and Children in Ancient Rome*, 31-46.
- Westbrook, R. (1999), "Vitae Necisque Potestas", *Historia* 48, 203-223.

本稿は、2002年2月に早稲田大学で私がおこなった日本語による講演の原稿です。もともとの英語原稿の日本語訳文作成の過程では、早稲田大学の大学院生である谷山孝子さんと永橋千世さんの援助を受け、また日本語法律用語については早稲田大学法学部助手藤野奈津子氏（ローマ法専攻）から貴重なアドバイスを受けました。ここに感謝いたします。